

## 鳥取県告示第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
淀江都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年9月20日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
米子市淀江町小波字灘浜の一部、淀江町西原字井出狭、字下井出狭、字沼田、字東外ヶ浜及び字白浜二の各一部、淀江町今津字下谷の一部、淀江町淀江字大垣の一部  
削除する部分  
なし  
変更する部分  
米子市淀江町小波字横道の一部、淀江町佐陀字沖新田及び字東小堀の各一部、淀江町西原字北沼田の一部